

## 京都市口腔保健普及啓発等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において口腔保健に関する普及啓発等の事業を行うための補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付先は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助事業者は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金の交付目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

(交付の対象)

第3条 補助金は、補助事業者が多くの市民に対して口腔保健の重要性を伝える機会を設けるほか、高齢者口腔保健対策として関係者の資質向上及び市民への普及啓発を通じて、市民に対する良質な歯科医療の提供及び口腔保健の向上を図ることを目的として行う次の各号の事業の実施に要する経費を対象とする。

(1) 一般口腔保健普及啓発事業

- ア 京都府歯科医師会が実施するもの
- イ 京都市内の各区歯科医師会が実施するもの

(2) 歯の無料相談事業

- ア 京都歯科サービスセンターにおける無料相談
- イ 京都市内における歯の無料相談

(3) 高齢者口腔保健普及啓発事業

- ア 京都府歯科医師会が実施するもの
- イ 京都市内の各区歯科医師会が実施するもの

(4) 高齢者口腔保健対策事業

- ア 講演研修会の開催事業
  - (ア) 市民を対象としたもの
  - (イ) その他、高齢者口腔保健に関するもの

イ 実習研修会の開催

ウ 啓発用パンフレットの作成・配布

(5) その他、当該補助金の目的に資する事業で京都府歯科医師会又は市内の各区歯科医師会が実施するもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の各号の事業に要する費用の2分の1に相当する金額の合計額とし、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付の申請)

第5条 条例第9条により、補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、京都市口腔保健普及啓発等事業補助金申請書(第1号様式)によって、収支予算書のほか市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容または経費の配分の変更(補助目的に関係しない軽微な変更を除く。)に係る市長の承認の申請は、京都市口腔保健普及啓発等事業補助金変更承認申請書(第2号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市口腔保健普及啓発等事業補助金中止・廃止承認申請書(第3号様式)によって行うものとする。

(補助金の請求及び支払)

第8条 市長は、第6条による補助金の交付決定を受けた補助事業者からの請求により、補助金を交付する。

(事業報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を実施した年度の翌年度の5月末までに遅滞なく事業報告書、収支決算書、第3条各号の事業に係る内訳及び明細書、その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都府歯科医師会「歯のひろば」事業等実施補助金交付要綱（以下「旧京都府歯科医師会「歯のひろば」事業等実施補助金交付要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都府歯科医師会「歯のひろば」事業等実施補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

（あて先）  
京 都 市 長

（住 所）  
（団 体 名）  
（代表者氏名）

年度京都市口腔保健普及啓発等事業補助金申請書

年度口腔保健普及啓発等事業を下記のとおり実施致しますので、京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

1. 事業の名称
2. 事業の目的
3. 事業の計画
4. 収支予算書（別紙）

第2号様式（第7条関係）

京都市口腔保健普及啓発等事業補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  (電話 ー )

京都市補助金等に関する条例第11条第1項第1号の規定により補助事業の内容の変更承認を申請します。
変更内容

第3号様式（第7条関係）

京都市口腔保健普及啓発等事業補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  (電話 ー )

京都市補助金等に関する条例第11条第1項第2号の規定により補助事業 <input type="checkbox"/> 中止 の ー の承認を申請します。 <input type="checkbox"/> 廃止
中止又は廃止の理由